

生活保護基準 市民が検討会

生活保護問題対策全国会議は七日、東京都千代田区の弁護士会館で「生活扶助基準に関するもう一つの検討会」を開きました。厚生労働省の社会・援護局長が設置した私的研究会生活扶助基準に関する検討会「が出した報告をもとに生活保護(扶助)を引き下げようとしていることに対し、市民の側から生活扶助基準について検討しようというもの。百五十人が参加しました。



生活保護(扶助)基準を引き下げるなど決議した「もうひとつの検討会」=7日、東京都千代田区

法律家、市民、生活保護利用者らが発言し、「生活扶助基準のこれ以上の引き下げに断固反対。いま政府がやるべきことは、生活保護を受けられるのに受けていない人たちがどれだけのか(捕捉率)の調査、生活保護制度の周知、低所得者の生活を底上げすることにある」と決議しました。

二歳、六歳、十四歳の子を持つDV被害者の女子を待つDV被害者の女

性は「子どものおっぱいがないが、習い事もさせていません。それはお金がないからです。私は、子どもに我慢を強いています」と自分の家計簿を示し語りました。障害を抱える男性は「社会から排除されていると思ったことがあります。そういう僕が生きていてよかったといえるのは、生活保護を使っているからだ」と訴え「だけれども安心して生きていける制度をつくるのが厚生労働省の役割じゃないか」と怒りをぶつけます。

座長を務めた布川日佐史(静岡大学教授)は、生活保護基準より生活水準が低い世帯が5-7%あることを厚生労働省検討会に示

生活保護 「基準引き下げに反対」

日本弁護士連合会の平山正剛会長は四日、厚生労働省が実行しようとしている生活保護基準の引き下げにたいして「安易かつ拙速な生活保護基準の引き下げに反対する声明」を発表しました。

声明は、生活保護基準が、憲法二五条の示す国民の生存権保障の水準を決する重要な基準であるとの指摘。可決成立した改正最低賃金は「生活保護との整合性に配慮する」ことを明記し、最低賃金引き上げに道を開いたが、生活保護基準が下げられれば最低賃金の引き上げ目標も下がるとの例をあげ、「生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、所得の少ない市民の生活全体にも大きな影響を与える」とのべています。

日弁連会長が声明

「所得の少ない市民全体に大きな影響」

引き下げに関する議論については、時間をかけて公開で市民や生活保護利用者の声を十分に聴取すべきだと、厚生労働省が、同省内の一検討会で一月半足らずの短期間でまとめた報告書を根拠として基準の切り下げに踏み込むとすれば、「手続的にも極めて問題が大きく、拙速に過ぎる」と断定しています。また、検討会報告が低い方から一部の低所得者層の消費支出統計よりも現行生活保護基準のほうが高いことを保護基準切り下げの根拠としていることについて重大視。日弁連が昨年七月に実施した生活保護全国一斉電話相談では、福祉事務所が相談者を不当に追い返す事実が多く確認され、生活保護を利用できる人のうち利用している人の割合・捕捉率がきわめて低いなどからも「格差と貧困の固定化をより一層強化し、努力しても報われない社会を招来することにつながるが、かねない」と批判しています。